

議案第 27 号

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市手数料条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

平成 30 年 2 月 27 日 提 出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、消防関係手数料の一部を改正するため。

石岡市手数料条例の一部を改正する条例

石岡市手数料条例（平成17年石岡市条例第66号）の一部を次のように改正する。

別表第2の3の項中「530,000」を「570,000」に、「830,000」を「880,000」に、「1,010,000」を「1,070,000」に、「1,120,000」を「1,200,000」に、「1,420,000」を「1,520,000」に、「1,660,000」を「1,780,000」に、「3,880,000」を「4,070,000」に、「5,100,000」を「5,340,000」に、「6,290,000」を「6,490,000」に、「1,130,000」を「1,180,000」に、「1,340,000」を「1,410,000」に、「1,500,000」を「1,580,000」に、「1,830,000」を「1,940,000」に、「2,140,000」を「2,260,000」に、「4,350,000」を「4,550,000」に、「5,570,000」を「5,820,000」に、「6,770,000」を「7,070,000」に、「5,750,000」を「5,930,000」に、「7,250,000」を「7,470,000」に、「10,700,000」を「10,900,000」に改め、同表15の項中「410,000」を「420,000」に、「540,000」を「560,000」に、「700,000」を「730,000」に、「920,000」を「960,000」に、「1,040,000」を「1,090,000」に、「1,600,000」を「1,660,000」に、「1,820,000」を「1,900,000」に、「2,030,000」を「2,120,000」に、「490,000」を「530,000」に、「630,000」を「680,000」に、「990,000」を「1,030,000」に、「1,310,000」を「1,410,000」に、「1,720,000」を「1,780,000」に、「3,320,000」を「3,430,000」に、「4,060,000」を「4,190,000」に、「4,650,000」を「4,800,000」に、「9,100,000」を「9,320,000」に、「12,400,000」を「12,600,000」に、「17,000,000」を「17,300,000」に改め、同表17の項中「310,000」を「320,000」に、「430,000」を「460,000」に、「720,000」を「750,000」に、「960,000」を「1,020,000」に、「1,210,000」を「1,300,000」に、「2,950,000」を「3,150,000」に、「3,620,000」を「3,870,000」に、「4,170,000」を「4,460,000」に、「2,660,000」を「2,690,000」に、「3,190,000」を「3,230,000」に、「4,790,000」を「4,830,000」に改める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。